

## 介護保険料の減免制度

災害やその他特別な事情がある場合、申請により介護保険料が減免されます。

保険料の減免を受けることのできる条件	申請時期
①第1号被保険者または、主たる生計維持者が、天災・火災などにより財産について著しい損害を受けたとき	随時受付
②主たる生計維持者が、病気・負傷・死亡により収入が著しく減少し、生活困窮となったとき	
③主たる生計維持者が、倒産・失業などにより収入が著しく減少し、生活困窮となったとき	
④老齢福祉年金受給者または保険料段階が第3段階の方で、次のア～ウの全てに該当する人 ア. 前年の世帯全員の収入合計が（老齢福祉年金額×世帯員数）以下である イ. 世帯全員の預貯金合計が、老齢福祉年金額以下である ウ. 世帯全員が、現在住んでいる家屋・土地のほかに資産がない	6/1から 7/31まで (※)

※ ④について、年度途中で転入した人や65歳になった人は、資格取得日から90日以内に申請することができます。

②、③、④については、生活困窮を確認するため、収入状況、預貯金調査を行います。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難になった方は、介護保険係までご相談ください。

## 介護保険料を納めないと…

介護保険制度は、皆様の納める保険料により成り立っています。この保険料を納めないと、滞納した期間に応じて以下の措置がとられ、必要なときに十分なサービスを利用できない場合があります。納め忘れることのないようにしましょう。

なお、都合により納期までに納付ができない人は、納付の相談を受け付けることも出来ますので、介護保険係までご連絡ください。

未納期間	給付制限内容
1年以上 滞納すると	◎ <u>支払い方法が変更</u> 介護保険サービス費用の全額（10割）を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分（7割、8割又は9割）が払い戻されます。（償還払いといいます）
1年6か月以上 滞納すると	◎ <u>保険給付の一部差し止め</u> 1年以上滞納したときの措置に加え、償還払い申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなり、保険給付分（7割、8割又は9割）が滞納保険料に充てられます。
2年以上 滞納すると	◎ <u>利用者負担の引き上げ</u> 1年6か月以上滞納したときの措置に加え、利用者負担が1割又は2割の方は3割に引き上げられ、利用者負担が3割の方は4割に引き上げられます。また、高額介護（予防）・総合事業サービス費（9ページ参照）の支給が受けられなくなります。

